

社会福祉法人新潟臨港福祉会

ショートステイ桃山園 運営規程

令和6年4月1日改正施行

目次

ショートステイ桃山園 運営規程

第1条（事業の目的）	1
第2条（指定短期入所生活介護の運営の方針）	1
第3条（指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針）	1
第4条（指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の一体的運営）	2
第5条（事業所の名称及び所在地）	2
第6条（利用定員）	2
第7条（従業者の職種、員数及び職務の内容）	2
第8条（指定短期入所生活介護の内容）	2
第9条（指定介護予防短期入所生活介護の内容）	2
第10条（指定短期入所生活介護等の利用料等）	3
第11条（通常の送迎の実施地域）	4
第12条（衛生管理等）	4
第13条（サービス利用に当たっての留意事項）	4
第14条（緊急時の対応等）	4
第15条（非常災害対策）	5
第16条（苦情処理）	5
第17条（個人情報の保護及び特定個人情報の管理）	5
第18条（身体拘束廃止の取組み内容）	5
第19条（虐待防止に関する事項）	6
第20条（地域との連携等）	6
第21条（業務継続計画の策定等）	6
第22条（記録の整備）	6
第23条（その他運営に関する留意事項）	6
第24条（利用者に関する市町村等への通知）	7
第25条（掲示）	7
第26条（雑則）	7

ショートステイ桃山園 運営規程

第1条(事業の目的)

社会福祉法人新潟臨港福祉会(以下「事業者」という。)が運営するショートステイ桃山園(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者(以下「利用者」という。)に対し、指定短期入所生活介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

第2条(指定短期入所生活介護の運営の方針)

事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- 4 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 指定短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 7 前項のほか、「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第88号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条(指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針)

事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを中心としたサービス提供に努める。
- 4 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定予防短期入所生活介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介

護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

- 6 指定予防短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 7 前項のほか「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第92号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第4条(指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の一体的運営)

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

第5条(事業所の名称及び所在地)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) ショートステイ桃山園
- (2) 所在地 新潟市東区桃山町1丁目114番地7

第6条(利用定員)

併設する特別養護老人ホームの入所定員の範囲内において、入院等をした入所者の居室を利用して、指定短期入所生活介護等を提供できるものとする。

第7条(従業者の職種、員数及び職務の内容)

従業者の職種、員数及び職務の内容は、併設する介護老人福祉施設に勤務する従業者の配置によるものとする。

第8条(指定短期入所生活介護の内容)

指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- (2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、従業者は利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (4) 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第9条(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては次の

各号に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって従業者は、利用者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (5) 事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

第10条(指定短期入所生活介護等の利用料等)

指定短期入所生活介護等の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚労告第127号)によるものとする。

2 事業者は、前項の利用料の他、次の各号に定める費用の支払いを受けることができる。

- (1) 食事の提供及び居住に要する1日あたりの費用は、利用者の介護負担限度額認定証により下記のとおりとする。

入所者負担段階	居住費(滞在費)		食費
	従来型個室	従来型多床室	
	負担限度額	負担限度額	負担限度額
第1段階	320円/日	—	300円/日
第2段階	420円/日	370円/日	600円/日
第3段階①	820円/日	370円/日	1,000円/日
第3段階②	820円/日	370円/日	1,300円/日
第4段階	1,251円/日	855円/日	1,630円/日

- (2) 選択制のおやつを希望された場合 1日につき 200円
- (3) 利用者の希望による特別な食事の提供に要する費用 実費
- (4) 理美容代 実費
- (5) サービス提供についての記録等の複写物を希望される場合 1枚につき 10円
- (6) 指定短期入所生活介護等の提供に当たり、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

- ① 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費
- ② 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用 実費

3 前項までの利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

4 指定短期入所生活介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該

サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護等の提供に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護等の提供内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

第11条（通常の送迎の実施地域）

通常の送迎の実施地域は、新潟市東区・中央区・北区・西区とする。

第12条（衛生管理等）

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

第13条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、居室・共用施設・敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。
- (2) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (3) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んではならない。
- (4) 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
- (5) 利用者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、利用者の心身の状況等により、利用者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。

2 前項第5号の規定により、管理者が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管するものとする。

第14条（緊急時の対応等）

事業所の従業者は、指定短期入所生活介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることとともに、管理者に報告する。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な

措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第15条(非常災害対策)

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第16条(苦情処理)

事業所は、指定短期入所生活介護等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

4 苦情処理に係る内部体制は次のとおりとする。

- (1) 苦情受付責任者 管理者
- (2) 苦情受付担当者 生活相談員
- (3) 第三者委員 重要事項説明書に記載

第17条(個人情報の保護及び特定個人情報の管理)

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族等の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族等の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

3 事業者は、利用者及びその家族等の個人番号の取得及び管理は行わないものとする。

第18条(身体拘束)

事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うことがある。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、

介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第19条(虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をする。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置をする。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第20条(地域との連携等)

事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めるものとする。

第21条(業務継続計画の策定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条(記録の整備)

事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画
 - (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

第23条(その他運営に関する留意事項)

事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執

行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 月以内に実施
- (2) 継続研修 年 2 回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 24 条(利用者に関する市町村等への通知)

事業者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに、介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第 25 条(掲示)

事業所は、当該事業所内に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に事由に閲覧させることにより場合、掲示に代えることができる。

第 26 条(雑則)

この運営規程の定めのない事項は、その都度協議し、利用者への対応及び待遇、その他方針については管理者が定める。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

2 平成 28 年 4 月 1 日に施行した、ショートステイ桃山園運営規程は、令和 3 年 10 月 31 日をもって廃止する。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。